

令和 8 年 3 月 11 日

岐阜市上下水道事業部 営業課

### 岐阜市給排水工事オンライン申請システムの注意事項

分類	内容		
ユーザーID	営業課にお問い合わせください。 ユーザーIDの変更についても営業課にお問い合わせください。		
ログインパスワードの設定または変更方法	パスワードの設定または変更は、パスワードの変更として行います。システムのログイン画面で「パスワードを忘れた方はこちら」をクリックし、パスワード再発行画面に移動してください。そこに、営業課に登録しているメールアドレスを入力し、送信ボタンを押してください。パスワード再設定のお知らせメールが届くので、そのメールからの指示に従ってパスワードを変更してください。 パスワードの管理には十分ご注意ください。		
工事申請における申込者及び使用者の氏名について	会社の場合、代表者の会社名、役職名、及び氏名を必ず記載してください。役職名は「代」などで省略せず、全て記載するようお願いします。  (記載例 1) <table border="1"><tr><td>株式会社〇〇〇〇 代表取締役社長 〇〇 〇〇</td></tr></table> (記載例 2) <table border="1"><tr><td>株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇</td></tr></table>	株式会社〇〇〇〇 代表取締役社長 〇〇 〇〇	株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇
株式会社〇〇〇〇 代表取締役社長 〇〇 〇〇			
株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇			
工事申請における申込者の住所について	都道府県から記載ください。ただし、岐阜市内の場合は岐阜県を省略しても構いません。なお、数字は半角英数字で記載ください。  (記載例) <table border="1"><tr><td>岐阜県岐阜市〇〇〇〇2丁目3番45</td></tr></table>	岐阜県岐阜市〇〇〇〇2丁目3番45	
岐阜県岐阜市〇〇〇〇2丁目3番45			
工事申請における工事施工場所の住所について	数字は半角英数字で記載ください。		
給水装置排水設備工事設計書	設計書は JWCAD 様式をホームページにアップしていますので、そちらを利用ください。図面作成後に PDF 印刷してオンライン申請システムに添付ください。様式に記載されていますが、 <u>図面左下には「オンライン申請」と記載</u> ください。		

	<p>設計書の余白には、工事内容として、給水引込に関する情報、排水引込に関する情報、その他工事概要の記載をお願いします（以下に記載の記載例を参照）。</p> <p>（記載例 1）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>給水引込：西側既設引込φ20（メーター番号〇〇〇〇）を利用、東側既設引込φ20（メーター番号〇〇〇〇）を分閉  排水引込：西側既設引込を利用、東側既設引込を撤去  その他：専用住宅新築に伴う工事</p> </div> <p>（記載例 2）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>給水引込：既設引込φ20（客番〇〇〇〇）を分閉し、新規引込φ25  排水引込：既設利用（客番〇〇〇〇）  その他：No.1 住居及びNo.2 飲食店（グリース阻集器あり）の新築に伴う工事</p> </div>
添付ファイル	<p><b>水道開栓届、使用開始届・工事完成届、自社完成検査内容（給水工事）、及び自社完成検査内容（排水工事）はエクセルファイルで添付ください。</b></p> <p><b>上記以外は PDF ファイルで添付ください。</b></p>
紙提出が必要な書類	<p>オンライン申請システムを利用の場合も、<b>以下の書類は紙での提出が必要です。</b>紙提出が必要な書類について、来庁して提出の場合は、専用のBOXを準備しますので、そこに入れてください。郵送による提出でも構いません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市道・県道・国道・法定外・河川等の<b>上下水道事業部以外に提出する書類</b>・・・※</li> <li>・ <b>押印された念書等の書類</b></li> </ul> <p>※ 浄化槽及び小規模受水槽に関連する書類はシステムに PDF 添付または Logo フォーム等にて担当課に直接申請していただければ紙での提出は不要です。ただし、Logo フォーム等にて担当課に直接申請する場合は設計書にその旨を記載ください。なお、小規模受水槽設置届を Logo フォーム等にて生活衛生課に直接申請する場合、設計書に受水槽の有効容量及び選定根拠（別紙可）を記載ください。</p>
納付書	<p>納付書はシステム（各工事の「工事申請」タブ）から印刷して使用ください。ただし、窓口にて紙での交付を希望する方には、システムに添付されている納付書を印刷してお渡します。いずれの場合も、何度でも印刷できますので<b>二重納付に注意</b>ください。</p> <p>紙申請された工事も、システムに入力しますので同様です。</p>
道路分検査	<p>道路分の検査についても、システム処理の都合上、検査日時を通知いたしますが、立会は不要となりますのでご注意ください。なお、通知される検査日時は、実際に検査を行う日時ではありません。開発等で急ぎのご要望がある場合は、チャット等でご連絡ください。</p>